

<p>第三十三條の六第一項 第一号</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>及住所並びにその者と加入者又は加入者であつた者との続柄</p>	<p>〔略〕</p> <p>住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>	<p>第六十條の二第二項第二号</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し （厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十條の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）</p>
<p>第三十三條の六第一項 第一号</p> <p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>及住所並びにその者と加入者又は加入者であつた者との続柄</p>	<p>〔同上〕</p> <p>住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>	<p>第六十條の二第二項第二号</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十條の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）</p>

第二 〔略〕
第五十二條 〔略〕

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 1 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本若しくは除籍抄本若しくは除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
 二・三 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二 私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p>附則 改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用</p> <p>第五條 改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七條の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十三條の六第一項第五号並びに第二項第一号、第三十三條の八の二第二項、第三十三條の八の三第二項、第三十三條の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>改正</p> <p>正</p> <p>後</p>
<p>附則 改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用</p> <p>第五條 〔同上〕</p>	<p>改正</p> <p>正</p> <p>前</p>